

<基本資料集目次>

1. 法令関係	
・ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法	1
・ 同法施行令	5
・ 法の成立経緯	6
・ 医療法（抄）	7
・ 医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件について	9
・ 救急医療の体制構築に係る指針（抄）	12
2. ドクターヘリ導入促進事業関連	
・ ドクターヘリ導入促進事業について	15
・ ドクターヘリの写真	16
・ 実施要綱（概要・本文）	18
・ 財源別ドクターヘリ費用内訳	21
3. 搬送実績等関連	
・ 県別・年度別搬送件数	22
・ ドクターヘリ導入県における広域搬送に係る体制と実施状況	23
・ 離島からのヘリコプター搬送（医師等添乗）の状況	24
・ ドクターヘリ事業基本データ	25
・ ドクターヘリによる実転帰と救急車による推定転帰の比較	27
・ ドクターヘリによる治療開始時間の短縮効果等	28
・ ドクターヘリ等導入における国際比較	29
4. 救急医療体制関連	
・ 救急医療体系図	30
・ 救命救急センター設置状況一覧	31
・ 救命救急センターにおけるヘリポート設置状況及び搬送状況	34
・ 消防防災ヘリコプターの保有状況	39
・ 消防防災ヘリコプター災害出動状況	40
・ 救命救急センタードクターカー運行状況	41
・ 各搬送手段における公費及び医療保険による支援	46

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）

（目的）

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次の各号のいずれにも該当するヘリコプターをいう。

- 一 救急医療に必要な機器を装備し、及び医薬品を搭載していること。
- 二 救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該病院の医師が直ちに搭乗することのできる場所に配備されていること。

（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策の目標等）

第三条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策は、医師が救急医療用ヘリコプターに搭乗して速やかに傷病者の現在する場所に行き、当該救急医療用ヘリコプターに装備した機器又は搭載した医薬品を用いて当該傷病者に対し当該場所又は当該救急医療用ヘリコプターの機内において必要な治療を行いつつ、当該傷病者を速やかに医療機関その他の場所に搬送することのできる態勢を、地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標とするものとする。

2 前項の施策は、地域の実情に応じ次に掲げる事項に留意して行われるものとする。

- 一 傷病者の医療機関その他の場所への搬送に関し、必要に応じて消防機関、海上保安庁その他の関係機関との連携及び協力が適切に図られること。
- 二 へき地における救急医療の確保に寄与すること。
- 三 都道府県の区域を超えた連携及び協力の体制が整備されること。

（医療法の基本方針に定める事項）

第四条 厚生労働大臣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する基本方針（次条第一項において「基本方針」という。）に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとする。

(医療計画に定める事項)

第五条 都道府県は、医療法第二十條の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第二十條の六の規定に基づきこれを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項
- 二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院（以下単に「病院」という。）に関する事項
- 三 次条に規定する関係者の連携に関する事項

2 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があることを認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

(関係者の連携に関する措置)

第六条 都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、病院の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者による次に掲げる基準の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 一 当該救急医療用ヘリコプターの出動のための病院に対する傷病者の状態等の連絡に関する基準
- 二 当該救急医療用ヘリコプターの出動に係る消防機関等と病院との連絡体制に関する基準

(救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保)

第七条 国、都道府県、市町村、道路管理者（道路管理者に代わってその権限を行う者を含む。）その他の者は、救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

(補助)

第八条 都道府県は、病院の開設者に対し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

(助成金交付事業を行う法人の登録)

第九条 病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であつて厚生労働省

令で定めるもの（以下「助成金交付事業」という。）を行う営利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の登録を受けることができない。

一 第十二条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人

二 第十二条の規定による登録の取消しの日前二十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつてゐる法人

3 厚生労働大臣は、第一項の登録の申請をした法人が次の各号のいずれにも適合してゐるときは、その登録をしなければならぬ。

一 助成金交付事業に関する基金であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものを設け、助成金交付事業に要する費用に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出せんとされた金額の合計額をもつてこれに充てるものであること。

二 助成金交付事業を全国的に適正かつ確実に行うに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
（報告又は資料の提出）

第十条 厚生労働大臣は、助成金交付事業の適正な実施を確保するために必要な限度において、前条第一項の登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（指導及び助言）

第十一条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人に対し、助成金交付事業が円滑に実施されるように必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

（登録の取消し）

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。

二 第九条第二項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 第十条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

（公示）

第十三条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録をしたとき及び前条の規定により同項の登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、第九条第一項の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(健康保険等の適用に係る検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供の効果、救急医療の提供に要する費用の負担の在り方等を勘案し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他の医療に関する給付について定める法令の規定に基づき支払について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第九十二号）

内閣は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三十三号）第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第八条第二項の規定による国の都道府県に対する補助金の額は、各年度において都道府県が同条第一項の規定により補助する額（救急医療用ヘリコプターの運航に関する費用等を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」の成立経緯（法案提出から公布まで）

平成18年7月～11月

与党ドクターヘリワーキングチーム（全10回開催）

において、法案の内容を検討

平成19年

4月26日 参議院厚生労働委員会において、法案を同委員会より
提出する旨決定

4月27日 参議院本会議において、法案採決

6月15日 衆議院厚生労働委員会において、法案採決

6月19日 衆議院本会議において、法案採決

6月27日 法律公布（一部を除き、同日、施行）

第五章 医療提供体制の確保

第一節 基本方針

第三十条の三 厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項
 - 三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
 - 五 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項
 - 六 次条第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項
 - 七 その他医療提供体制の確保に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 医療計画

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業の目標に関する事項
- 二 第四号及び第五号の事業に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項

三 医療連携体制における医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項

四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（八に掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ ヘき地の医療

二 周産期医療

ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項

八 医療の安全の確保に関する事項

九 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

十 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病院、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

十一 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

十二 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項

3-12 [略]

第三十条の六 都道府県は、少なくとも五年ごとに第三十条の四第二項第一号及び第九号に定める目標の達成状況並びに同項各号（第一号及び第九号を除く。）に掲げる事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件について

平成19年7月25日
医政局指導課

1. 改正の趣旨

平成19年6月27日に公布・施行された、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第4条を踏まえ、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年3月厚生労働省告示第70号）を改正するもの。

2. 改正内容

別紙

3. 施行日

公布日

4. 参照条文

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）（抄）

（医療法の基本方針に定める事項）

第四条 厚生労働大臣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する基本方針（次条第一項において「基本方針」という。）に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとする。

（医療計画に定める事項）

第五条 都道府県は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は

同法第三十条の六の規定に基づきこれを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項
- 二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院（以下単に「病院」という。）に関する事項
- 三 次条に規定する関係者の連携に関する事項

2 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

○医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年三月厚生労働省告示第七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四（略）</p> <p>二 疾病又は事業ごとの医療連携体制のあり方 （略）</p> <p>救急医療や災害時における医療については、患者の緊急度、重症度等に応じた適切な対応が求められる。このため、救急用自動車はもとより、ドクターカー（必要な機器等を装備し、医師等が同乗することにより救命医療が可能な救急搬送車両をいう。）、消防防災ヘリコプターを含む救急患者搬送用のヘリコプター等の搬送手段を活用することにより救急医療の確保を図ることが重要である。その際、今般、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）が成立したことを踏まえ、地域の実情にに応じ、同法第二条に規定する救急医療用ヘリコプターを用いることが考えられる。この場合、同法第五条第一項の規定に基づき、医療計画に同項各号に掲げる事項を定めることが求められる。こうした一連の救急搬送と救急医療の連携の確保にあたっては、いわゆるメディカルコントロール体制の一層の充実・強化を図ることも重要である。</p> <p>三〇七（略）</p>	<p>第四（略）</p> <p>二 疾病又は事業ごとの医療連携体制のあり方 （略）</p> <p>救急医療や災害時における医療については、患者の緊急度、重症度等に応じた適切な対応を図ることが重要である。したがって、地域の実情に応じ、ドクターヘリコプター（必要な機器等を装備し、医師等が同乗することにより救命医療が可能な救急専用ヘリコプターをいう。）や消防防災ヘリコプター等を活用することも有用であると考えられることから、救急搬送に携わる消防機関等との連携を一層推進することが求められる。なお、ヘリコプターの活用については、複数の都道府県による共同運航体制を整備することも考えられる。</p> <p>三〇七（略）</p>

救急医療の体制構築に係る指針（抄）

第1 救急医療の現状

2 救急医療の提供体制

救急医療の提供体制は、およそ以下のとおりになっている。

(1) 病院前救護活動

③ 搬送手段の多様化とその選択

従来の救急車に加えドクターカー、救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)*、消防防災ヘリコプター等の活用が広まりつつある。

ヘリコプターによる救急搬送については、ドクターヘリが10県で運用され年間4千件余りの出動件数を数え、消防防災ヘリコプターについても全国で70機が運用され、救急搬送のために年間2千5百件近く出動している。

現状では、救急搬送全体に占める航空機の利用はわずかであるが、今後は、緊急度が高くかつ適切な医療機関への搬送が長距離に及ぶ患者に対しては、ヘリコプター等の利用が期待される。

また、消防機関の救急救命士等が、メディカルコントロール体制のもとに適切な観察と判断等を行い、地域の特性と患者の重症度・緊急度に応じて搬送手段を選択し、適切な医療機関に直接搬送できる体制の整備が重要である。

※ 救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）について

救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性をかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図ることを目的に、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が、平成19年6月27日に施行された。

都道府県が医療計画を策定するに当たって、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるとき又は変更するときには、下記事項について記載することが求められる。

- ・ 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項
- ・ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院に関する事項
- ・ 関係者の連携に関する事項

(2) 救命救急医療機関（第三次救急医療機関）

③ アクセス時間を考慮した体制の整備

救急医療（特に、脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の救命救急医療）においては、アクセス時間（発症から医療機関で診療を受けるまでの時間）の長短が、患者の予後を左右する重要な因子の一つである。

従って、特に救命救急医療の整備に当たっては、どこで患者が発生したとしても一定のアクセス時間内に、適切な医療機関に到着できる体制を整備する必要がある。

なお、アクセス時間は、単に医療機関までの搬送時間ではなく、発症から適切な医療機関で適切な治療が開始されるまでの時間として捉えるべきである。

そのためには、一定の人口規模を目安にしつつも、地理的な配置を考慮して、地理情報システム（GIS[※]）等の結果を参考に、地理的空白地帯を埋める形で、適切な治療が可能な救命救急医療機関の整備を進める必要がある。

※ GIS（Geographic Information System）

地図に相当する地理情報のデータベースと、表示、案内、検索等の機能を一体とするコンピュータシステムのこと。当該システムの活用により、救急医療機関までのアクセス時間等を計算することが可能となる。

なお、救命救急医療を必要とする患者の発生がそれほど見込めない場合や、十分な診療体制を維持できない場合は、例えば、ヘリコプターで患者搬送を行うといった搬送手段の工夫によりアクセス時間を短縮する等して、どの地域で発生した患者についても、一定のアクセス時間内に、必要な救命救急医療を受けられる体制を構築する必要がある。

今後新たに救命救急医療施設等の整備を進める際には、前記視点に加え、一施設当たりの患者数を一定以上に維持する等して質の高い救急医療を提供することが重要である。

第2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

(1) 適切な病院前救護活動が可能な体制

- ③ メディカルコントロールによる搬送手段の選択及び適切な医療機関へ直接搬送する体制の実施

(2) 重症度・緊急度に応じた医療が提供可能な体制

- ② 救急医療に係る資源の効率的な配置とアクセス時間を考慮した整備

2 各医療機能と連携

(1) 病院前救護活動の機能【救護】

① 目標

- ・ メディカルコントロールにより、搬送手段を選択し適切な救急医療機関へ直接搬送すること

② 関係者に求められる事項

ア 住民等

イ 消防機関の救急救命士等

- ・ 搬送手段を選定し、適切な急性期医療を担う医療機関を選定し、傷病者を速やかに搬送すること

ウ メディカルコントロール協議会等

- ・ 搬送手段を選定し、適切な医療機関に搬送するためのプロトコルを策定し、事後検証等によって随時改訂すること
- ・ ドクターカーやドクターヘリ等の搬送手段の活用の適否について、地域において定期的に検討すること
- ・ ドクターヘリや消防防災ヘリコプター等の活用に際しては、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること

(2-1) 救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能【救命医療】

② 医療機関に求められる事項

- ・ 必要に応じ、ドクターヘリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供すること

ドクターヘリ導入促進事業について

概 要

- 厚生労働省において平成11年度及び平成12年度に川崎医科大学付属病院高度救命救急センター（岡山県）、東海大学医学部付属病院救命救急センター（神奈川県）の全国2ヶ所で「ドクターヘリ試行的事業」を実施し、これまでの実績においても救命救急医療上、顕著な成果をあげている。
- 内閣（内政審議室）に設けられた「ドクターヘリ調査検討委員会」において、ドクターヘリ事業の実施を強く期待する報告書（平成12年6月）がとりまとめられ、平成13年度から、救急医療体制のさらなる充実を図るため、ドクターヘリ事業を全国展開している。
- 平成13年度は、岡山県（川崎医科大学附属病院）、静岡県（聖隷三方原病院）（平成18年度より県単独事業として実施）、千葉県（日本医大千葉北総病院）、愛知県（愛知医科大学附属病院）、福岡県（久留米大学病院）の5県において導入。
平成14年度は、神奈川県（東海大学病院）、和歌山県（和歌山県立医大附属病院）の2県で導入。
平成15年度は、静岡県にて2機目（順天堂大学医学部附属静岡病院）を導入。
平成17年度は、北海道（手稲社会病院）、長野県（佐久総合病院）の2道県で導入。
平成18年度は、長崎県で導入。

※ 平成19年8月現在、10県・10機にて事業を実施。

平成19年度予算額

事業名	ドクターヘリ導入促進事業
予算額	1,103百万円（前年度849百万円）
箇所数	13ヶ所（前年度10ヶ所）
補助率	1/2（負担割合：国1/2、都道府県1/2）
基準額	1ヶ所当たり年間約170百万円
実施主体	救命救急センター等

※ 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）（14,689百万円）の内数

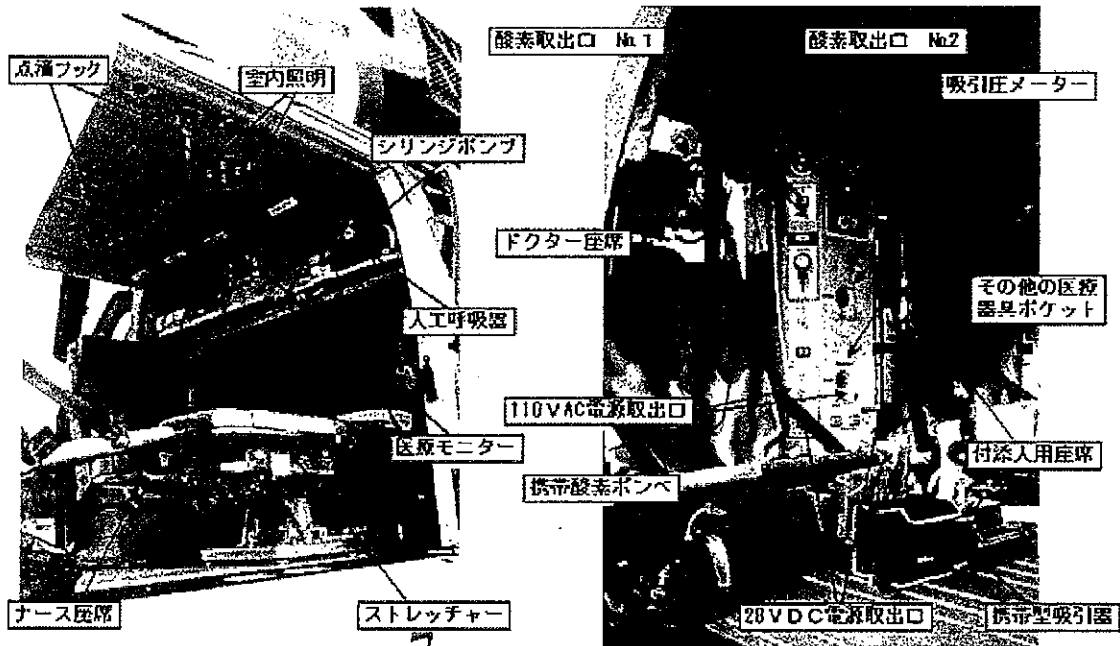
※ 「ドクターヘリ」とは、救急専用の医療機器を装備したヘリコプターを救命救急センターに常駐させ、消防機関・医療機関等からの出動要請に基づき救急医療の専門医・看護師が同乗し、救急現場等に向かい、現場から救命救急センターに搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用ヘリコプター。

ドクターヘリ導入促進事業では、民間ヘリコプター会社を活用し、委託により専用ヘリコプターを救命救急センターに常駐させる。

○ドクターヘリ



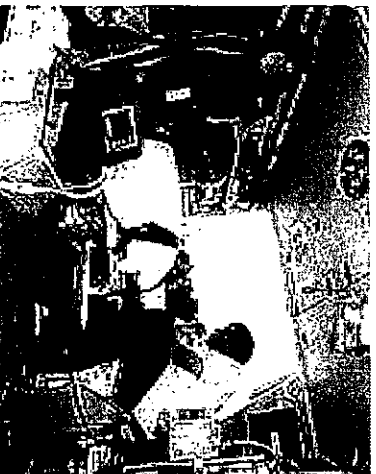
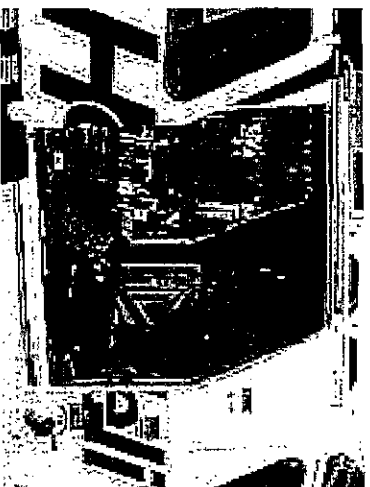
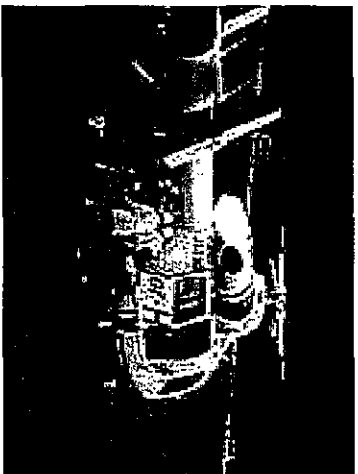
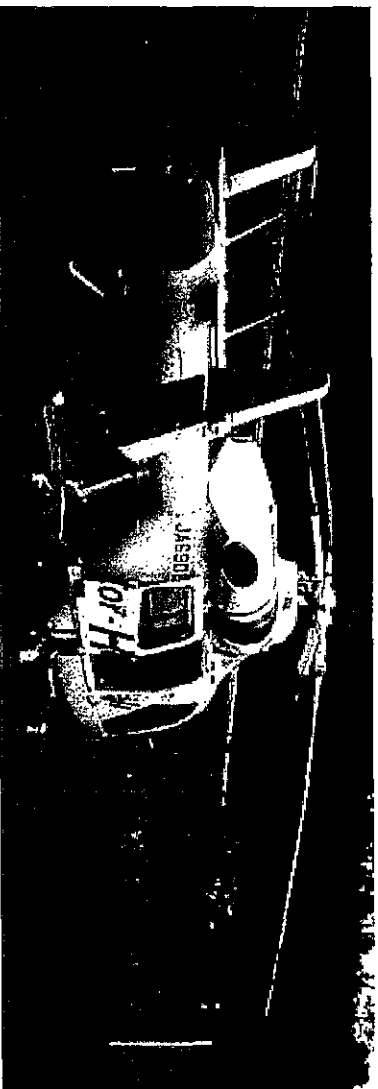
MD902の医療機器機内配置状況



機内後部を機体左側から撮影

機内前部を機体左側から撮影





ドクターヘリ導入促進事業実施要綱

目的

救命救急センターにドクターヘリを委託により配備

救急患者の救命率等の向上

広域救急患者搬送体制の向上

運営方針

- ・運航調整委員会の設置(地方自治体、医師会、消防機関等)→各種調整、地域住民の理解
- ・救急医療専用ヘリコプターのほか、操縦士、整備士、運航管理者を配備
- ・同乗する医師、看護師等の確保

<出動又は搬送>

- ・消防官署又は医療機関からの要請が原則
- ・範囲は県内全域(+必要に応じて隣県)

整備基準

- ・救命救急センターに隣接するヘリポートを有していること
- ・救急医療専用ヘリコプターについての十分な見識を有していること
- ・設置地域が事業効果を発揮するところであること
- ・救命救急センターがその運営に支障を来さず、事業に協力する体制を有していること
- ・消防機関との連携が緊密であること

救急医療対策事業実施要綱

(ドクターヘリ導入促進事業抜粋)

第 10 ドクターヘリ導入促進事業

1. 目 的

この事業は、救命救急センターにドクターヘリを委託により配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上及びドクターヘリの全国的導入の促進を図ることを目的とする。

2. 補助対象

都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救命救急センター又は都道府県がドクターヘリを委託により都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救命救急センターに配備・連携することにより運営するもので厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

3. 運営方針

- (1) ドクターヘリの運航に係る関係機関等との調整、地域住民への普及啓発等を行う運航調整委員会を設置し、本事業の実施、運営に関する必要事項に係る諸調整等を行い、ドクターヘリの運行に万全を期すとともに地域住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。
- (2) 運航調整委員会の委員は、都道府県、市町村、地域医師会、消防、警察、国土交通、教育委員会等関係官署に所属する者、ドクターヘリ運航会社及び有識者により構成するものとし、これら関係機関と密接な連携をとって当該事業を実施するものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、救急医療専用ヘリコプター、操縦士、整備士及び運航管理者等を運航会社との委託契約により配備するものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、ドクターヘリに同乗する医師、看護師等を確保（都道府県の委託により事業を実施する場合は配備先の救命救急センターにおいて確保）するとともに、出動及び搬送においては、必ず医師を、必要に応じて看護師を同乗させるものとする。
- (5) 出動及び搬送については、原則として消防官署又は医療機関からの要請に対して医師、操縦士等の判断のもと行うものとする。
- (6) 出動範囲は、原則として県内全域を対象とするものとし、必要に応じて、隣県に及ぶ広域についても対象とするものとする。
- (7) 飛行中のドクターヘリと救命救急センター又は救急隊等との通信手段の確保に努めなければならないものとする。
- (8) ドクターヘリの運航を委託する運航会社の選定指針及び無線による通信手段を確保する場合の無線の運用指針については、別に定める。

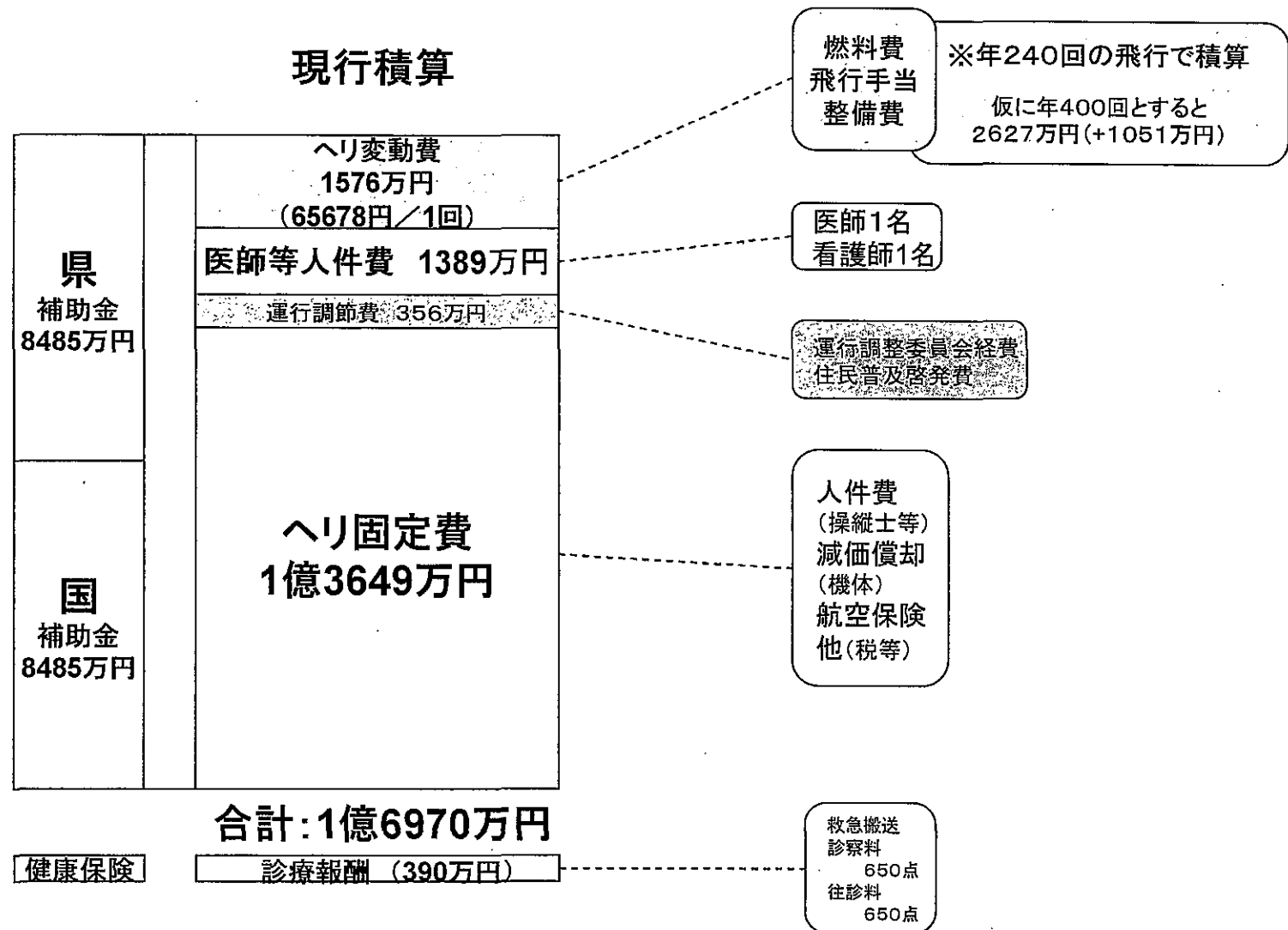
4. 整備基準（都道府県の委託により事業を実施する場合は配備先の救命救急センターについても同様の基準とする。）

- (1) 救命救急センターに隣接するヘリポートを有し、救命救急センター内までの導線及び患者移送の方法が確保されていること。
- (2) 救急医療専用ヘリコプターについて十分な見識を有すること。
- (3) 救命救急センターを設置する地域が、当該事業目的に従い十分に効果を発揮する地域であること。
- (4) 救命救急センターを運営する病院が、当該事業に対して総力を挙げて協力する体制を有すること。
- (5) 救命救急センターと消防機関等との連携が従前より緊密であること。
- (6) 救命救急センターの運営に支障を来たさないこと。

(注)「ドクターヘリ」とは、救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことをいう。

財源別ドクターヘリ費用内訳

(年間1機あたり)



ドクターヘリの県別・年度別搬送件数

県名	(平成13年4月～平成14年3月)	(平成14年4月～平成15年3月)	(平成15年4月～平成16年3月)	(平成16年4月～平成17年3月)	(平成17年4月～平成18年3月)	(平成18年4月～平成19年3月)
	搬送件数 (件)	搬送件数 (件)	搬送件数 (件)	搬送件数 (件)	搬送件数 (件)	搬送件数 (件)
北海道	—	—	—	—	215	333
千葉県	121	444	551	669	668	604
神奈川県	—	264	389	398	396	329
長野県	—	—	—	—	190	313
静岡県	271	513	424	843	915	737
愛知県	32	325	378	381	319	389
和歌山	—	35	265	338	341	347
岡山県	204	429	439	437	437	443
福岡県	1	129	270	299	361	306
長崎県	—	—	—	—	—	102
計	629	2,139	2,716	3,365	3,842	3,903
1県当たりの平均	125.8	305.6	388.0	480.7	426.9	390.3
1機当たりの平均	125.8	305.6	339.5	420.6	384.2	354.8

※各県ドクターヘリ導入初年度においては、年度当初からの運航とは限らない（長崎県はH18.12.1より運行開始）。
 ※静岡県については、平成15年度より2機目を導入。

ドクターヘリ導入県における広域搬送に係る体制と実施状況

(平成18年4月～平成19年3月)

県名	協定締結県	搬送件数	県外からの搬送件数(再掲)	県内訳	県外病院への搬送件数(再掲)	県内訳	離島からの搬送件数(再掲)	離島内訳
北海道	無	333	0		0		0	
千葉県	茨城県	604	49	茨城49	36	茨城22 東京13 神奈川1	0	
神奈川県	山梨県	329	39	山梨39	6	山梨6	0	
長野県	無	313	2	群馬2	3	愛知1 栃木1 東京1	0	
静岡県	無	737	34	神奈川11 愛知33	55	神奈川26 愛知29	1	初島1
愛知県	無	389	9	岐阜6 三重1 静岡2	9	岐阜6 三重1 静岡2	1	佐久島1
和歌山	三重県及び奈良県	347	10	三重8 奈良2	0		0	
岡山県	無	443	21	広島10 兵庫1 香川6 愛媛3 鳥取1	3	広島3	6	直島3 小豆島3
福岡県	佐賀県及び大分県	306	50	佐賀37 大分12 長崎1	1	大分1	0	
長崎県	無	102	0		6	山口1 福岡5	35	五島12 上五島7 壱岐8 対馬8
計		3903	214 5.5%		119 3.0%		43	

※長崎県はH18.12.1より運行開始

離島からのヘリコプター搬送（医師等添乗）の状況

ヘリコプター等添乗医師等確保事業（昭和62年度創設）

離島、山村等において発生した重傷救急患者をヘリコプター等により搬送する際、地方公共団体等の要請により、機内において早期に必要な救急処置を行うため添乗する医師等を確保する。

予算額 2百万円
 補助率 1/3（国1/3、県1/3、市1/3）
 基準額 8,190円（添乗者1人当たり生命保険料：死亡補償額2億円）

注）ドクターヘリ以外のもの（消防防災ヘリ、海上保安庁ヘリ、自衛隊ヘリ等）による。

（平成18年4月～平成19年3月）

県名	搬送件数	離島からの搬送件数(再掲)	離島別内訳
北海道	120	29	奥尻島15、天売島1、焼尻島2、利尻島10、礼文島1
群馬県	17	0	—
東京都	244	244	大島町81、利島村2、新島村31、神津島村33、三宅村44、御蔵島村1、八丈町29、青ヶ島村2、小笠原村21
広島県	39	11	大崎上島6、大崎下島2、豊島3
山口県	4	4	見島4
長崎県	190	190	五島63、上五島42、壱岐27、対馬46、小値賀7、宇久5 うち県外医療機関への搬送（壱岐→福岡県2）
熊本県	198	0	
鹿児島県	157	157	奄美大島15、喜界島14、徳之島30、沖永良部島15、与論島13、種子島17、屋久島23、甌島11、三島7、十島12
沖縄県	273	273	伊平屋島20、伊是名島9、粟国島8、渡名喜島5、渡嘉敷島7、座間味・阿嘉島9、久米島45、北大東島13、南大東島16、宮古島41、石垣島18、西表島18、黒島2、波照間島10、小浜島6、新城島1、鳩間島3、与那国島19、多良間島16、宮古郡島7
計	1,242	908	

※ 長崎県はH18.12.1より運行開始

ドクターヘリ事業 基本データ

(平成 15 年 7 地区におけるデータ)

図1 ヘリ搬送の出動形態 2827件

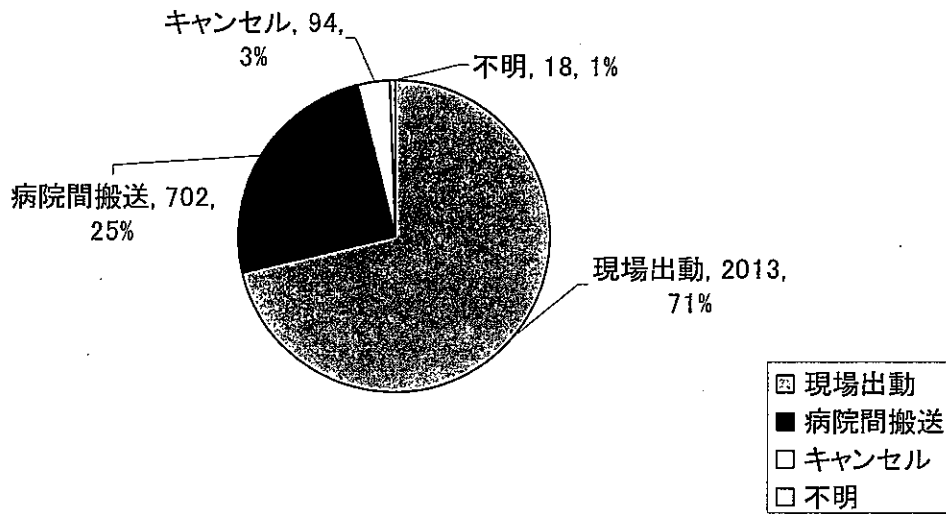


図2 ヘリ搬送例の疾患分類 総数 2009例

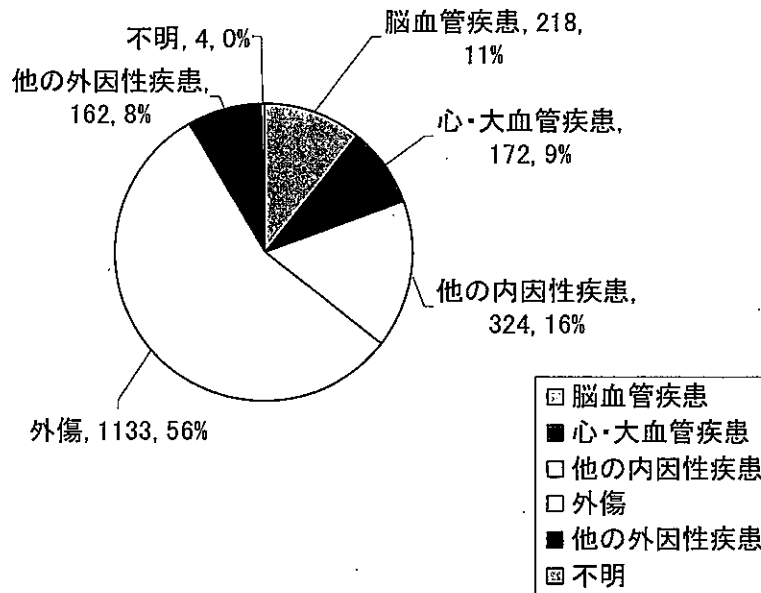
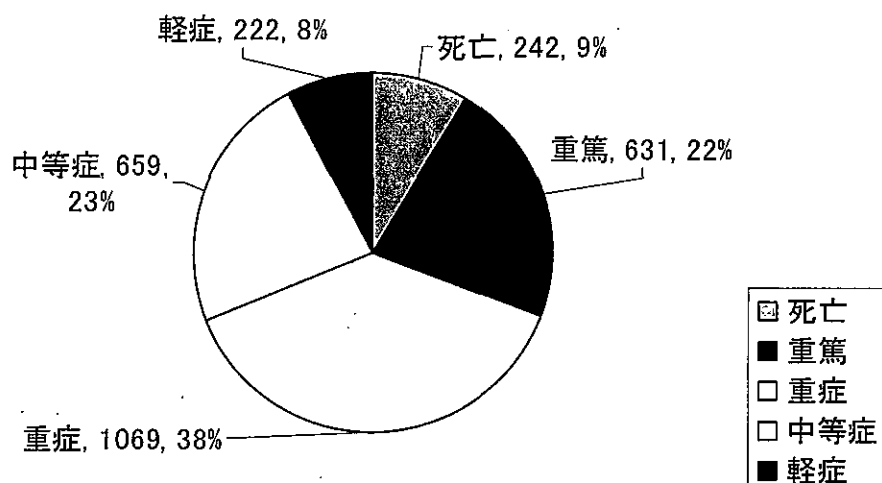


図3 ヘリ搬送の重傷度
総数 2823例



愛知医科大学附属病院
 久留米大学高度救命救急センター
 聖隷三方原病院救命救急センター
 川崎医科大学附属病院
 東海大学医学部附属病院
 日本医科大学付属千葉北総病院
 和歌山県立医科大学付属病院

平成16年度厚生労働科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）
 新たな救急医療施設のあり方と病院前救護体制の評価に関する研究
 （主任研究者 小濱 啓次）
 分担研究 ドクターヘリの実態と評価に関する研究 より

ドクターヘリによる実転帰と救急車による推定転帰の比較

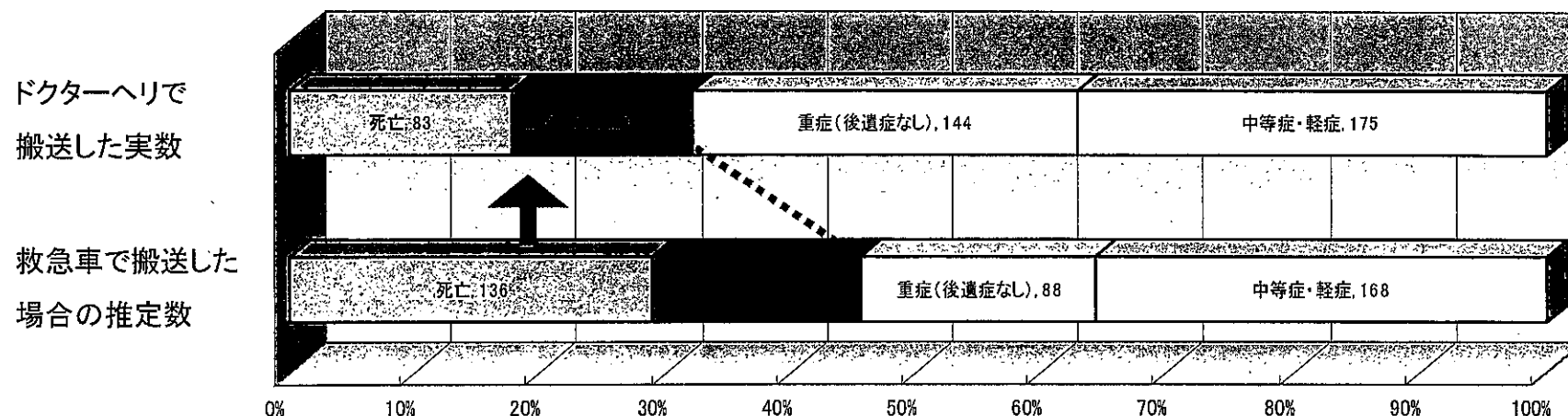
平成18年「ドクターヘリの実態と評価に関する研究」 分担研究者 益子邦洋

(厚労科学研究費補助金 新たな救急医療施設のあり方と病院前救護体制の評価に関する研究)

※ 実際にドクターヘリで搬送された交通事故による外傷症例の実際の予後と、仮に救急車で搬送したとして研究者の主観によって推定される予後を比較したもの。(データは平成14年度のもの。)

※ 当時ドクヘリを運用していた7県で実際に搬送された474名のデータを使用。
(千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、和歌山県、岡山県、福岡県)

	ドクターヘリ搬送した 実数	救急車であった場合 推定数	ヘリの効果 (推定)	効果 (%)
死亡	83名	136名	↓50名	39%減
重症・後遺症 あり	68	78	↓10	13%減
重症・後遺症 なし	144	88	↑56	63%増
中等症・軽症	175	168	↑7	4%増



ドクターヘリによる治療開始時間の短縮効果等

【第4研究 ドクターヘリによる交通事故死／重度後遺症の削減効果】

1. 対象・方法

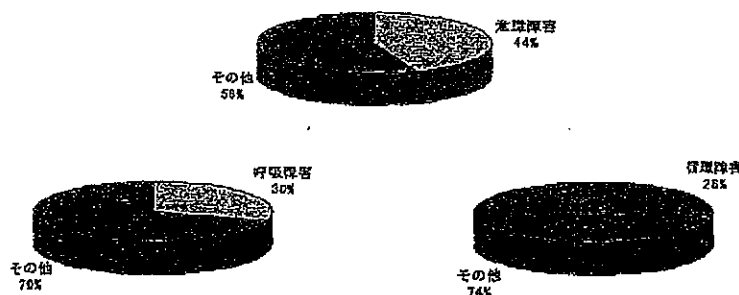
ドクターヘリ事業を実施している千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、和歌山県、岡山県、福岡県のドクターヘリで平成14年度にヘリコプター搬送された交通事故負傷者を対象とした調査分析を行った。総症例数は474例、平均年齢は44.8歳、男女比は7対3、交通事故種別は自動車事故240例(51%)、オートバイ事故111例(23%)、歩行者事故56例(12%)、自転車事故47例(10%)、その他20例(4%)であった。

2. 結果

現場の状態では、意識障害が44%、呼吸障害が30%、循環障害が26%に認められた(図1)。

図1

意識障害、呼吸障害、循環障害の合併率



ドクターヘリの要請から医師が治療を開始するまでの時間は、最短11.3分、最長17.7分、平均14.0分であった。また、従来の救急車搬送と比較した場合の治療開始時間の短縮効果は最少19分、最大32.2分、平均27.2分であった。搭乗医師により実施された医療処置では静脈路の確保と輸液が最も多く407例(85.9%)を占めた。次いで薬剤投与99例(20.9%)、気管挿管86例(18.1%)であり、この3種類の処置が医療処置全体に占める割合は80.2%であった(図2)。

(出典：平成17年度厚生労働科学研究・分担研究「ドクターヘリの実態と評価に関する研究」(分担研究者 益子邦洋))

ドクターヘリ等導入における国際比較

平成18年9月14日厚生労働省医政局指導課

国	アメリカ合衆国	ドイツ	フランス	スイス連邦	オーストラリア連邦
制度開始時期	1972年	1970年	1983年	1952年	1928年
ヘリ搬送主体	病院、民間事業者、非営利団体、州、消防、警察	民間非営利団体(自動車連盟等)、公的機関	救急医療庁(SAMU)	民間非営利団体(REGA:スイス航空救助隊)	民間非営利団体(RFDS)、ニューサウスウェールズ州
搬送体制	<ul style="list-style-type: none"> ・主として24時間体制 ・各搬送主体が有するプログラムに従いヘリが派遣される。 ・看護師、救急救命士が添乗 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として昼間の運航 ・州政府又は関係団体が運営するコーディネーションセンターへの要請を受け、必要に応じヘリの出動が行われる。 ・医師が添乗 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間のみ運航 ・全国共通番号から救急医療庁への要請を受け、必要に応じヘリの出動が行われる。 ・医師が添乗 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間体制 ・国内外から緊急電話番号によるREGAコントロールセンターへの要請を受け出動。 ・医師が添乗 	<ul style="list-style-type: none"> (RFDS) ・24時間体制。無線連絡 ・医師が添乗(NSW州) ・200km又は飛行時間1時間程度のものに適用 ・必要に応じ医師が添乗
拠点数	546箇所(2004年) (病院227、空港244等)	64箇所(2005年)	36箇所(1995年)	13箇所(2005年)	(RFDS)22箇所(2005年) (NSW州)9箇所(2004年)
利用料	有料	無料	無料	有料	(RFDS)無料、(NSW州)有料
財源・費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送主体によって多様な形態(公的機関の場合は公費、民間事業者の場合は民間保険等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として公的医療保険及び民間医療保険を財源 ・救急搬送サービスを給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定費用については国費負担、運航費用については病院、自治体、寄付により賄う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・REGA会費と寄付が中心。 ・運航費用については、サービスを受けると費用が利用者に請求される。 	<ul style="list-style-type: none"> (RFDS) ・公費、寄付、基金が中心。(NSW州) ・民間事業者と契約
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・民間医療保険 ・公的医療保険(メディケア、メディケッド等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の搬送主体が加入している公的保険や民間保険により固定費を含む全てのヘリコプター経費を賄う。 	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が被保険者の場合、運航費用にかかる請求に対し、民間を含めた医療保険から支払われる。 	

(出典)「独・瑞・米における救急ヘリの運用実態」(HEM-Net)、「アメリカのヘリコプター救急とメリーランド州警察の救急体制」(HEM-Net)、「欧州ヘリコプター救急の現状と日本のあり方」(HEM-Net)、「アメリカの救急制度と航空救急」(財)自治体国際化協会)、「オーストラリアにおける航空機を活用したへき地サービス」(財)自治体国際化協会)、「フランスの航空救急システム」(航空情報1997年10月号:西川渉)、RFDSホームページ

救急医療体系図

救命救急医療(24時間)

・救命救急センター(202カ所)

平成19年4月1日現在

・総合周産期母子医療センター(61カ所)
・地域周産期母子医療センター(207カ所)

平成18年7月1日現在
(未熟児等)

入院を要する救急医療(休日・夜間)

・病院群輪番制病院(411カ所)
・共同利用型病院(10カ所)

平成18年3月31日現在

入院を要する小児救急医療(休日・夜間)

・小児救急医療支援事業(144地区)
・小児救急医療拠点病院(28カ所(60地区))

平成18年9月1日現在

初期救急医療(休日・夜間)

・在宅当番医制(666地区)
・休日夜間急患センター(508カ所)

平成18年3月31日現在

小児初期救急センター
(平成18年度補正予算により整備)

小児救急に関する電話相談(休日・夜間)

小児救急電話相談事業(37カ所)

平成19年6月30日現在

大人の救急患者

子どもの救急患者

救命救急センター設置状況一覧

都道府県	区分	D H	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
北海道	◎ 新	○	旭川赤十字病院	S53. 7. 10	日赤	旭川市曙1条1丁目1-1	0166-22-8111
			国立病院機構 北海道がんセンター	S58. 3. 1	国立病院機構	札幌市白石区菊水4条2丁目3-54	011-811-9111
			市立函館病院	H12. 10. 8	函館市	函館市港町1丁目10番地1	0138-43-2000
			市立釧路総合病院	S59. 4. 1	釧路市	釧路市春湖台1-12	0154-41-6121
			総合病院北見赤十字病院	H4. 4. 1	日赤	北見市北6条東2丁目1番地	0157-24-3115
			市立札幌病院	H5. 4. 1	札幌市	札幌市中央区北11条西13丁目	011-726-2211
			帯広厚生病院	H11. 5. 6	厚生連	帯広市西6条南8丁目1番地	0155-24-4161
			札幌医科大学医学部附属病院	H14. 4. 1	北海道	札幌市中央区南1条西16丁目	011-611-2111
			日鋼記念病院	H17. 2. 1	医療法人社	室蘭市新富町1丁目5番地13号	0143-24-1331
			手稲溪仁会病院	H17. 3. 25	医療法人	札幌市手稲区前田一条12-1-40	011-681-8111
青森県	◎		青森県立中央病院	S56. 9. 25	青森県	青森市東道2-1-1	0177-26-8121
			八戸市立市民病院	H9. 9. 1	八戸市	八戸市大字田向字毘沙門平1番地	0178-72-5111
岩手県	◎		岩手医科大学附属病院	S55. 11. 1	学校法人	盛岡市内丸19-1	019-651-5111
			岩手県立久慈病院	H10. 3. 1	岩手県	久慈市旭町10-1	0194-53-6131
			岩手県立大船渡病院	H10. 8. 1	岩手県	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192-26-1111
宮城県	◎		独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	S53. 4. 1	国立病院機構	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	022-293-1111
			仙台市立病院	H3. 4. 24	仙台市	仙台市若林区清水小路3-1	022-266-7111
			大崎市民病院	H6. 7. 1	大崎市	大崎市古川千手寺町2-3-10	0229-23-3311
			東北大学病院	H18. 10. 1	国立大学法人	仙台市青葉区星陵町1-1	022-217-7000
秋田県	◎		秋田赤十字病院	H10. 7. 1	日赤	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	018-829-5000
山形県			山形県立中央病院	H13. 5. 1	山形県	山形市青柳1800	023-685-2626
			公立置賜総合病院	H12. 11. 1	事務組合	東置賜郡川西町大字西大塚2000	0238-46-5000
福島県			いわき市立総合磐城共立病院	S55. 4. 1	いわき市	いわき市内御郷麻町久世原16	0246-27-2137
			財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院 会津中央病院	H1. 9. 23 S61. 10. 1	財団法人 財団法人	郡山市西ノ内2-5-20 会津若松市鶴賀町1-1	0249-25-1188 0242-25-1515
茨城県			独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	S56. 4. 2	国立病院機構	東茨城郡茨城町桜の郷280番地	029-240-7711
			筑波メディカルセンター病院	S60. 2. 16	財団法人	つくば市天久保1-3-1	0298-51-3511
			総合病院土浦協同病院	H2. 4. 12	厚生連	土浦市真鍋新町11	0298-23-3111
			茨城西南医療センター病院	H12. 4. 1	厚生連	猿島郡境町2190	0280-87-8111
栃木県			済生会宇都宮病院	S56. 5. 11	済生会	宇都宮市竹林町911-1	028-626-5500
			足利赤十字病院	H8. 11. 1	日赤	足利市本城3-2100	0284-21-0121
			大田原赤十字病院	H10. 6. 1	日赤	大田原市住吉町2丁目7番3号	0287-23-1122
			獨協医科大学病院	H14. 4. 1	学校法人	下都賀郡壬生町大字北小林880	0282-86-1111
			自治医科大学附属病院	H14. 9. 1	学校法人	河内郡南河内町薬師寺3311-1	0285-44-2111
群馬県	◎		独立行政法人国立病院機構 高崎病院	S58. 2. 1	国立病院機構	高崎市高松町36	027-322-5901
			前橋赤十字病院	H11. 4. 1	日赤	前橋市朝日町3-21-36	0272-24-4585
埼玉県	◎		さいたま赤十字病院	S55. 7. 17	日赤	さいたま市中央区上落合8-3-33	048-852-1111
			埼玉医科大学総合医療センター	S62. 4. 1	学校法人	川越市鴨田1981	049-228-3411
			深谷赤十字病院	H4. 4. 20	日赤	深谷市上柴町5-8-1	048-571-1511
			防衛医科大学校病院	H4. 9. 1	防衛庁	所沢市並木3-2	042-995-1511
			川口市立医療センター	H6. 5. 1	川口市	川口市西新井宿180	048-287-2525
千葉県	◎ 新	○	獨協医科大学越谷病院	H10. 5. 11	学校法人	越谷市南越谷2丁目1番50号	048-965-1111
			千葉県救急医療センター	S55. 4. 23	千葉県	千葉市美浜区磯辺3-32-1	043-279-2211
			総合病院国保旭中央病院	S56. 2. 16	旭	旭市イの1326	0479-63-8111
			国保直営総合病院君津中央病院	S59. 3. 31	事務組合	木更津市桜井1010	0438-36-1071
			亀田総合病院	S60. 3. 1	医療法人	鴨川市東町929	0470-92-2211
			国保松戸市立病院	S60. 4. 1	松戸市	松戸市上本郷4005	047-363-2171
			成田赤十字病院	S61. 4. 1	日赤	成田市飯田町90-1	0476-22-2311
			船橋市立医療センター	H6. 5. 13	船橋市	船橋市金杉1-21-1	047-438-3321
			日本医科大学付属千葉北総病院	H11. 4. 1	学校法人	印旛郡印旛村鎌苅1715	0476-99-1111
			順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院	H17. 7. 1	学校法人	浦安市富岡2丁目1-1	047-353-3111
東京都	◎	◎	日本医科大学付属病院	S52. 1. 1	学校法人	文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131
			独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	S51. 4. 1	国立病院機構	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111
			東邦大学医学部付属大森病院	S53. 4. 1	学校法人	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151
			杏林大学医学部附属病院	S54. 10. 1	学校法人	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511
			都立広尾病院	S55. 10. 1	東京都	渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181
			東京医科大学八王子医療センター	S55. 6. 1	学校法人	八王子市館町1163	0426-65-5611
			武蔵野赤十字病院	S50. 4. 1	日赤	武蔵野市境南町1-26-1	0422-32-3111
			帝京大学医学部附属病院	S56. 12. 1	学校法人	板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211
			日本医科大学付属多摩永山病院	S58. 3. 1	学校法人	多摩市永山1-7-1	0423-71-2111
			都立墨東病院	S60. 11. 1	東京都	墨田区江東橋4-23-15	03-3633-6151
			東京女子医科大学病院	H1. 4. 1	学校法人	新宿区河田町8-1	03-3353-8111
			都立府中病院	H2. 8. 1	東京都	府中市武蔵台2-9-2	0423-23-5111
			駿河台日本大学病院	H3. 4. 1	学校法人	千代田区神田駿河台1-8-13	03-3293-1711
			日本大学医学部附属板橋病院	H3. 11. 1	学校法人	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111
			公立昭和病院	H5. 4. 1	事務組合	小平市天神町2-450	0424-61-0052
			独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	H7. 7. 1	国立病院機構	立川市緑町3256	0425-26-5511
			東京医科大学病院	H5. 4. 1	学校法人	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111
			昭和大学病院	H11. 9. 1	学校法人	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000
			東京女子医科大学附属第二病院	H10. 6. 1	学校法人	荒川区西尾久2-1-10	03-3810-1111
			聖路加国際病院	H9. 9. 16	財団法人	中央区明石町9-1	03-3541-5151
			青梅市立総合病院	H12. 6. 1	青梅市	青梅市東青梅4-16-5	0428-22-3191
			東京医科歯科大学医学部附属病院	H19. 4. 1	国立大学法人	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111
			神奈川県			聖マリアンナ医科大学病院	S55. 7. 1
独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	S57. 8. 2	国立病院機構				横浜市戸塚区原宿町3-60-2	045-851-2621

都道府県	区分	DH	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
新	◎	○	北里大学病院	S58.3.1	学 校 法 人	相模原市北里1-15-1	0427-78-8111
			東海大学医学部付属病院	S59.3.31	学 校 法 人	伊勢原市下糺屋143	0463-93-1121
			昭和大学藤が丘病院	S60.3.30	学 校 法 人	横浜市青葉区藤が丘1-30	045-971-1151
			聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	S62.5.25	学 校 法 人	横浜市旭区矢指町1197-1	045-366-1111
			横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター	H2.1.16	横 浜 市	横浜市南区蒲舟町4-57	045-261-5656
			国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	H17.7.1	国 共 済	横須賀市米が浜通16-1	0468-22-2710
			川崎市立川崎病院	H18.4.1	川 崎 市	川崎市川崎区新川通12-1	044-233-5521
			日本医科大学付属武蔵小杉病院	H18.4.1	学 校 法 人	川崎市中原区小杉町1丁目396	044-733-5181
			藤沢市民病院	H18.12.1	藤 沢 市	藤沢市藤沢2-6-1	0446-25-3111
			新 潟 県	◎	○	長岡赤十字病院	H9.9.1
新潟市民病院	S62.4.20	新 潟 市				新潟市紫竹山2-6-1	025-241-5151
新潟県立中央病院	H9.8.1	新 潟 県				上越市新南町205	025-522-7711
県立新発田病院	H18.11.1	新 潟 県				新発田市本町1-2-8	0254-22-3121
富 山 県	◎	○	富山県立中央病院	S54.8.1	富 山 県	富山市西長江2-2-78	076-424-1531
			厚生連高岡病院	H9.4.1	厚 生 連	高岡市永楽町5-10	0766-21-3930
石 川 県	◎	○	石川県立中央病院	S52.12.1	石 川 県	金沢市鞍月東2-1	076-237-8211
			公立能登総合病院	H12.5.1	事 務 組 合	七尾市藤橋町4部6-4	0767-52-6611
福 井 県	◎	○	福井県立病院	S58.4.11	福 井 県	福井市四ツ井2-8-1	0776-54-5151
山 梨 県	◎	○	山梨県立中央病院	S51.11.1	山 梨 県	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111
長 野 県	新	◎	昭和三十九年総合病院	S54.4.1	事 務 組 合	駒ヶ根市赤穂3230	0265-82-2121
			長野赤十字病院	S56.10.1	日 赤	長野市大字若里5-22-1	0262-26-4131
			佐久総合病院	S58.10.1	厚 生 連	南佐久郡白田町大字白田197	0267-82-3131
			慈泉会相澤病院	H17.4.1	特 定 医 療 法 人	松本市本庄2-5-1	0263-33-8600
			信州大学医学部附属病院	H17.10.1	国 立 大 学 法 人	松本市旭3-1-1	0263-35-4600
			諏訪赤十字病院	H18.10.1	日 赤	諏訪市湖岸通り5-11-50	0266-52-6111
岐 阜 県	◎	○	飯田市立病院	H18.10.1	飯 田 市	飯田市八幡町438	0265-21-1255
			岐阜県総合医療センター	S58.11.1	岐 阜 県	岐阜市野一色4-6-1	058-246-1111
			県立多治見病院	H2.11.1	岐 阜 県	多治見市前畑町5-161	0572-22-5311
			総合病院高山赤十字病院	H4.12.1	日 赤	高山市天満町3-11	0577-32-1111
			大垣市民病院	H6.10.1	大 垣 市	大垣市南類町4-86	0584-81-3341
			岐阜県厚生農業組合連合会中濃厚生病院	H12.8.1	厚 生 連	関市若草通5-1	0575-22-1111
岐阜大学医学部附属病院	H16.11.1	国 立 大 学 法 人	岐阜市柳戸1-1	058-230-6000			
静 岡 県	新	◎	静岡済生会総合病院	S55.7.1	済 生 会	静岡市小鹿1-1-1	054-285-6171
			順天堂大学医学部附属静岡病院	S56.11.1	学 校 法 人	田方郡伊豆長岡町長岡1129	0559-48-3111
			県西部浜松医療センター	S57.10.15	浜 松 市	浜松市富塚町328	053-453-7111
			静岡赤十字病院	H4.5.11	日 赤	静岡市追手町8-2	054-253-8381
			聖隷三方原病院	H13.9.17	社 会 福 祉 法 人	浜松市三方原町3453	053-436-1251
沼津市立病院	H16.4.14	沼 津 市	沼津市東権路字春の木550	055-924-5100			
愛 知 県	◎	○	名古屋掖済会病院	S53.5.23	海 員 掖 済 会	名古屋市中川区松年町4-66	052-652-7711
			独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	S54.6.10	国 立 病 院 機 構	名古屋市中区三の丸4-1-1	052-951-1111
			愛知医科大学附属病院	S54.7.1	学 校 法 人	愛知郡長久手町大字岩作雁又21	0561-62-3311
			藤田保健衛生大学病院	S54.4.5	学 校 法 人	豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98	0562-93-2122
			岡崎市民病院	S57.3.1	岡 崎 市	岡崎市高隆寺町字五所合3-1	0564-21-8111
			豊橋市民病院	H8.5.4	豊 橋 市	豊橋市青竹町字八間西50	0532-33-6111
			名古屋第二赤十字病院	S59.4.1	日 赤	名古屋市昭和区妙見町2-9	052-832-1121
			小牧市民病院	H3.4.1	小 牧 市	小牧市常普請1-20	0568-76-4131
			安城更生病院	H14.5.1	厚 生 連	安城市安城町東広畔28	0566-75-2111
			社会保険中京病院	H15.4.1	社 団 法 人	名古屋市中区三條1-1-10	052-691-7151
名古屋第一赤十字病院	H15.5.1	日 赤	名古屋市中村区道下町3-15	052-481-5111			
半田市立半田病院	H17.2.1	半 田 市	半田市東洋町2-29	0569-22-9881			
三 重 県	◎	○	山田赤十字病院	S60.4.8	日 赤	度会郡御園村大字高向810	0596-28-2171
			三重県立総合医療センター	H6.10.1	三 重 県	四日市市大字日永5450-132	0593-45-2321
滋 賀 県	新	◎	大津赤十字病院	S57.3.24	日 赤	大津市長等1-1-35	077-522-4131
			長浜赤十字病院	S58.2.15	日 赤	長浜市宮前町14-7	0749-63-2111
			済生会滋賀県病院	H8.4.1	済 生 会	栗東市大橋2-4-1	077-552-1221
近江八幡市立総合医療センター	H18.10.1	近 江 八 幡 市	近江八幡市土田町1379	0778-33-3151			
京 都 府	◎	○	京都第二赤十字病院	S53.1.21	日 赤	京都市上京区釜座通丸太町上る	075-231-5171
			独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	S59.3.24	国 立 病 院 機 構	京都市伏見区深草向畑町1-1	075-641-9161
			京都第一赤十字病院	H9.11.10	日 赤	京都市東山区本町15丁目749	075-561-1121
大 阪 府	◎	○	大阪府立急性期・総合医療センター	S52.4.1	大 阪 府	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6992-1201
			関西医科大学附属病院	S54.3.1	学 校 法 人	守口市文園町10-15	06-6992-1001
			大阪府立千里救命救急センター	S54.12.17	大 阪 府	吹田市津雲台1-1 D5	06-6834-5131
			独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	S56.1.10	国 立 病 院 機 構	大阪府中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331
			近畿大学医学部附属病院	S57.6.14	学 校 法 人	大阪狭山市大野東377-2	0723-66-0221
			大阪府三島救命救急センター	S60.11.1	財 団 法 人	高槻市南芥川町11-1	0726-83-9911
			大阪府立総合医療センター	H5.12.1	大 阪 府	大阪市都島区都島本通2-13-22	06-6929-1221
			大阪府立泉州救命救急センター	H6.10.3	大 阪 府	泉佐野市りんくう往来北2-24	0724-64-9911
			大阪府立中河内救命救急センター	H10.5.6	大 阪 府	東大阪市西岩田3丁目4番13号	06-6785-6165
			大阪大学医学部附属病院救命救急センター	H12.4.1	国 立 大 学 法 人	大阪府吹田市山田丘2-15	06-6879-5720
兵 庫 県	◎	○	神戸市立中央市民病院	S52.1.1	神 戸 市	神戸市中央区港島中町4-6	078-302-4321
			兵庫医科大学病院	S55.4.1	学 校 法 人	西宮市武庫川町1-1	0798-45-6111
			県立姫路循環器病センター	S56.9.29	兵 庫 県	姫路市西庄甲520	0792-93-3131
			公立豊岡病院但馬救急センター	S57.11.1	事 務 組 合	豊岡市立野町6-35	0796-22-6111
			兵庫県災害医療センター	H15.8.1	兵 庫 県	神戸市中央区港島海岸通1-3-1	078-241-3131
奈 良 県	◎	○	県立奈良病院	S57.9.24	奈 良 県	奈良市平松1-30-1	0742-46-6060
			奈良県立医科大学附属病院	H9.4.1	奈 良 県	橿原市四条町840	07442-2-3051
			近畿大学医学部奈良病院	H15.4.1	学 校 法 人	生駒市乙田町1248-1	0743-77-0880

都道府県	区分	DH	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
和歌山県	新	○	日本赤十字社和歌山医療センター	S61.5.6	和歌山県赤十字社	和歌山市小松原通4-20	073-422-4171
			和歌山県立医科大学附属病院	H12.6.1	和歌山県	和歌山市紀三井寺811-1	073-447-2300
			独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	H18.4.1	国立病院機構	田辺市たきない町27番1号	0739-26-7050
鳥取県	新		鳥取県立中央病院	S55.9.16	鳥取県	鳥取市江津730	0857-26-2271
			鳥取大学医学部附属病院	H16.10.1	国立大学法人	米子市西町36-1	0859-33-1111
鳥根県	新	新	鳥根県立中央病院	S55.1.1	鳥根県	出雲市姫原4-1-1	0853-22-5111
			松江赤十字病院	H16.4.1	日赤	松江市母衣町200	0852-24-2111
			独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	H17.4.1	国立病院機構	浜田市黒川町3748	0855-22-2300
岡山県	◎	○	川崎医科大学附属病院	S54.1.1	学校法人	倉敷市松島577	086-462-1111
			岡山赤十字病院	S58.4.1	日赤	岡山市青江2丁目1-1	086-222-8811
			津山中央病院	H11.12.19	財団法人	津山市川崎1756	0868-21-8111
広島県	◎		広島市立広島市民病院	S52.7.1	広島市	広島市中区基町7-33	082-221-2291
			独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	S54.10.1	国立病院機構	呉市青山町3-1	0823-22-3111
			県立広島病院	H8.5.1	広島県	広島市南区宇品神田1-5-54	082-254-1818
			広島大学病院	H17.4.1	国立大学法人	広島市南区霞1-2-3	082-257-5555
			福山市市民病院	H17.4.1	福山市	福山市蔵王町5-23-1	084-941-5151
山口県	◎		独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	S55.3.1	国立病院機構	岩国市黒磯町2-5-1	084-731-7121
			山口県立総合医療センター	S58.5.2	山口県	防府市大字大崎77	0835-22-4411
			山口大学医学部附属病院	H12.1.17	国立大学法人	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2111
			独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	H17.5.1	国立病院機構	下関市後田町1-1-1	0832-31-6216
徳島県	新		徳島県立中央病院	S55.4.1	徳島県	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
			徳島赤十字病院	H14.4.1	日赤	小松島市中田町新開28-1	08853-2-2555
			徳島県立三好病院	H17.8.29	徳島県	徳島県三好郡池田町字シマ815-2	088-631-7151
香川県			香川県立中央病院	S56.1.10	香川県	高松市番町5-4-16	0878-35-2222
			香川大学医学部附属病院	H13.11.1	国立大学法人	木田郡三木町池戸1750-1	087-898-5111
愛媛県			愛媛県立中央病院	S56.4.14	愛媛県	松山市春日町83	089-947-1111
			愛媛県立新居浜病院	H4.8.18	愛媛県	新居浜市本郷3-1-1	0897-43-6161
			市立宇和島病院	H4.4.1	宇和島市	宇和島市御殿町1-1	0895-25-1111
高知県			高知赤十字病院	H6.11.10	日赤	高知市新本町2-13-51	088-822-1201
			高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	H17.3.25	高知県・高知市病院企業団	高知市池2125-1	088-837-6760
福岡県	◎	○	北九州市立八幡病院	S53.10.1	北九州市	北九州市八幡東区西本町4-18-1	093-662-6565
			済生会福岡総合病院	S55.11.1	済生会	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151
			久留米大学病院	S56.6.1	学校法人	久留米市旭町67	0942-35-3311
			飯塚病院	S57.4.1	会社	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800
			福岡大学病院	H4.6.1	学校法人	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011
			北九州総合病院	H7.4.1	医療法人	北九州市小倉南区湯川5-10-10	093-921-0560
			九州大学病院	H18.8.1	国立大学法人	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151
聖マリア病院	H18.8.1	特定医療法人	久留米市津福本町422	0942-35-3322			
佐賀県			佐賀県立病院好生館	S62.3.1	佐賀県	佐賀市水ヶ江1-12-9	0952-24-2171
			佐賀大学医学部附属病院	H17.9.1	国立大学法人	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1	0952-34-3160
長崎県	○		独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	S53.3.15	国立病院機構	大村市久原2-1001-1	0957-52-3121
熊本県			熊本赤十字病院	S55.3.1	日赤	熊本市長嶺南2-1-1	096-384-2111
			独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	H15.8.1	国立病院機構	熊本市二の丸1-5	096-353-6501
大分県			大分市医師会立アルメイダ病院	S54.4.1	大分市医師会	大分市大字宮崎1315	097-569-3121
宮崎県			県立宮崎病院	S59.4.1	宮崎県	宮崎市北高松町5-30	0985-24-4181
			県立延岡病院	H10.4.1	宮崎県	延岡市新小路2-1-10	0982-32-6181
鹿児島県			鹿児島市立病院	S60.1.1	鹿児島市	鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101
沖縄県	新		沖縄県立中部病院	S50.10.1	沖縄県	具志川市宇宮里208-3	098-973-4111
			浦添総合病院	H17.4.1	医療法人	浦添市伊祖4-16-1	098-878-0231
			沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	H18.10.1	沖縄県	島尻郡南風原町字新川118-1	098-888-0123
計			202				

※「区分」欄の「◎」は高度救命救急センターであり、「新」は新型救命救急センターである。

高度救命救急センター…20

新型救命救急センター…16

ドクターヘリ（DH）運用施設…11

平成18年救命救急センターにおけるヘリポート設置状況及び搬送状況(平成18年12月現在)

番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート 置状況	ドクターヘリ 運航状況	搬送実績
1	北海道	旭川赤十字病院	日赤			
2		独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	国立病院機構			
3		市立函館病院	函館市	○		16
4		市立釧路総合病院	釧路市			
5		総合病院北見赤十字病院	日赤			4
6		市立札幌病院	札幌市	○		63
7		帯広厚生病院	厚生連	○		13
8		札幌医科大学医学部附属病院	北海道	○		45
9		日鋼記念病院	医療法人社団	○		2
10		手稲溪仁会病院	医療法人	○	○	386
11	青森県	青森県立中央病院	青森県			
12		八戸市立市民病院	八戸市	○		1
13	岩手県	岩手医科大学附属病院	学校法人			
14		岩手県立久慈病院	岩手県	○		
15		岩手県立大船渡病院	岩手県	○		
16	宮城県	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	国立病院機構			2
17		仙台市立病院	仙台市			
18		大崎市民病院	大崎市	○		1
19		東北大学病院	国立大学法人	○		10
20	秋田県	秋田赤十字病院	日赤	○		14
21	山形県	山形県立中央病院	山形県	○		12
22		公立置賜総合病院	事務組合	○		7
23	福島県	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市			
24		財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	財団法人			
25		会津中央病院	財団法人			5
26	茨城県	独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	国立病院機構	○		
27		筑波メディカルセンター病院	財団法人	○		36
28		総合病院土浦協同病院	厚生連			
29		茨城西南医療センター病院	厚生連			
30	栃木県	済生会宇都宮病院	済生会	○		14
31		足利赤十字病院	日赤			
32		大田原赤十字病院	日赤			5
33		獨協医科大学病院	学校法人	○		4
34		自治医科大学附属病院	学校法人	○		10
35	群馬県	独立行政法人国立病院機構 高崎病院	国立病院機構			
36		前橋赤十字病院	日赤	○		10
37	埼玉県	さいたま赤十字病院	日赤	○		
38		埼玉医科大学総合医療センター	学校法人			
39		深谷赤十字病院	日赤	○		
40		防衛医科大学校病院	防衛省			
41		川口市立医療センター	川口市	○		2
42		獨協医科大学越谷病院	学校法人	○		
43	千葉県	千葉県救急医療センター	千葉県	○		
44		総合病院国保旭中央病院	旭市	○		36
45		国保直営総合病院君津中央病院	事務組合	○		
46		亀田総合病院	医療法人	○		77

番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート 置状況	ドクターヘリ 運航状況	搬送実績
47		国保松戸市立病院	松戸市			
48		成田赤十字病院	日赤	○		64
49		船橋市立医療センター	船橋市			
50		日本医科大学千葉北総病院	学校法人	○	○	949
51		順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院	学校法人			
52	東京都	日本医科大学付属病院	学校法人			
53		独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	国立病院機構			
54		東邦大学医療センター大森病院	学校法人			
55		杏林大学医学部付属病院	学校法人			
56		都立広尾病院	東京都	○		10
57		東京医科大学八王子医療センター	学校法人	○		6
58		武蔵野赤十字病院	日赤	○		3
59		帝京大学医学部附属病院	学校法人			
60		日本医科大学多摩永山病院	学校法人			
61		都立墨東病院	東京都			
62		東京女子医科大学病院	学校法人			
63		都立府中病院	東京都			
64		駿河台日本大学病院	学校法人			
65		日本大学医学部附属板橋病院	学校法人			
66		公立昭和病院	事務組合			
67		独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	国立病院機構	○		
68		東京医科大学病院	学校法人			
69		昭和大学病院	学校法人	○		
70		東京女子医科大学東医療センター	学校法人			
71		聖路加国際病院	財団法人			
72		青梅市立総合病院	青梅市	○		17
73	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	学校法人			
74		独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	国立病院機構			
75		北里大学病院	学校法人	○		
76		東海大学医学部付属病院	学校法人	○	○	338
77		昭和大学藤が丘病院	学校法人	○		
78		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	学校法人			
79		横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター	横浜市	○		12
80		国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	国共済			
81		川崎市立川崎病院	川崎市	○		1
82		日本医科大学武蔵小杉病院	学校法人	○		
83		藤沢市民病院	藤沢市	○		3
84	新潟県	長岡赤十字病院	日赤			
85		新潟市民病院	新潟市			
86		新潟県立中央病院	新潟県	○		
87		新潟県立新発田病院	新潟県			
88	富山県	富山県立中央病院	富山県	○		61
89		富山県厚生農業組合連合会 高岡病院	厚生連			
90	石川県	石川県立中央病院	石川県			
91		公立能登総合病院	事務組合	○		
92	福井県	福井県立病院	福井県	○		19
93	山梨県	山梨県立中央病院	山梨県	○		40
94	長野県	昭和伊南総合病院	事務組合	○		1
95		長野赤十字病院	日赤	○		13

番号	都道府 県名	施設名	開設者	ヘリポート 置状況	ドクターヘ リ 運航状況	搬送実績
96		佐久総合病院	厚生連	○	○	292
97		慈泉会相澤病院	特定医療法人	○		80
98		信州大学医学部附属病院	国立大学法人	○		
99		諏訪赤十字病院	日赤	○		4
100		飯田市立病院	飯田市	○		55
101	岐 阜 県	岐阜県総合医療センター	岐阜県	○		
102		岐阜県立多治見病院	岐阜県	○		18
103		総合病院高山赤十字病院	日赤	○		6
104		大垣市民病院	大垣市	○		3
105		岐阜県厚生農業組合連合会 中濃厚生病院	厚生連	○		12
106		岐阜大学医学部附属病院	国立大学法人	○		61
107	静 岡 県	静岡済生会総合病院	済生会	○		
108		順天堂大学医学部附属静岡病院	学校法人	○	○	993
109		県西部浜松医療センター	浜松市	○		42
110		静岡赤十字病院	日赤			
111		聖隷三方原病院	社会福祉法人	○	○	680
112		沼津市立病院	沼津市			
113	愛 知 県	名古屋掖済会病院	社団法人	○		21
114		独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	国立病院機構			
115		愛知医科大学附属病院	学校法人	○	○	530
116		藤田保健衛生大学病院	学校法人	○		3
117		岡崎市民病院	岡崎市	○		
118		豊橋市民病院	豊橋市	○		70
119		名古屋第二赤十字病院	日赤	○		15
120		小牧市民病院	小牧市	○		
121		愛知県厚生農業組合連合会 安城更生病院	厚生連	○		7
122		社会保険中京病院	社団法人	○		13
123		名古屋第一赤十字病院	日赤	○		
124		半田市立半田病院	半田市	○		6
125	三 重 県	山田赤十字病院	日赤	○		
126		三重県立総合医療センター	三重県	○		9
127	滋 賀 県	大津赤十字病院	日赤	○		
128		長浜赤十字病院	日赤	○		4
129		済生会滋賀県病院	済生会	○		1
130		近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	○		1
131	京 都 府	京都第二赤十字病院	日赤			
132		独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	国立病院機構			
133		京都第一赤十字病院	日赤	○		39
134	大 阪 府	大阪府立急性期・総合医療センター	大阪府	○		
135		関西医科大学附属滝井病院	学校法人	○		
136		大阪府済生会千里病院	済生会			
137		独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	国立病院機構			
138		近畿大学医学部附属病院	学校法人	○		
139		大阪府三島救命救急センター	財団法人	○		
140		大阪市立総合医療センター	大阪市	○		2
141		大阪府立泉州救命救急センター	大阪府			
142		大阪府立中河内救命救急センター	大阪府	○		1
143		大阪大学医学部附属病院	国立大学法人	○		
144	兵 庫 県	神戸市立中央市民病院	神戸市	○		3

番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート 置状況	ドクターヘリ 運航状況	搬送実績
145		兵庫医科大学病院	学校法人			
146		兵庫県立姫路循環器病センター	兵庫県			
147		公立豊岡病院	事務組合	○		3
148		兵庫県災害医療センター	兵庫県	○		23
149	奈良県	奈良県立奈良病院	奈良県	○		
150		奈良県立医科大学附属病院	奈良県			
151		近畿大学医学部奈良病院	学校法人			
152	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	日赤			
153		和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県	○	○	374
154		独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	国立病院機構			
155	鳥取県	鳥取県立中央病院	鳥取県	○		
156		鳥取大学医学部附属病院	国立大学法人	○		23
157	島根県	島根県立中央病院	島根県	○		32
158		松江赤十字病院	日赤	○		
159		独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	国立病院機構			
160	岡山県	川崎医科大学附属病院	学校法人	○	○	433
161		岡山赤十字病院	日赤	○		31
162		津山中央病院	財団法人	○		11
163	広島県	広島市立広島市民病院	広島市	○		
164		独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	国立病院機構	○		8
165		県立広島病院	広島県	○		20
166		広島大学病院	国立大学法人	○		42
167		福山市市民病院	福山市	○		4
168	山口県	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	国立病院機構			
169		山口県立総合医療センター	山口県	○		
170		山口大学医学部附属病院	国立大学法人	○		2
171		独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	国立病院機構			
172	徳島県	徳島県立中央病院	徳島県			
173		徳島赤十字病院	日赤	○		10
174		徳島県立三好病院	徳島県			
175	香川県	香川県立中央病院	香川県			
176		香川大学医学部附属病院	国立大学法人	○		
177	愛媛県	愛媛県立中央病院	愛媛県			
178		愛媛県立新居浜病院	愛媛県	○		5
179		市立宇和島病院	宇和島市			
180	高知県	高知赤十字病院	日赤	○		
181		高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	高知県・高知市病院企業団	○		212
182	福岡県	北九州市立八幡病院	北九州市			
183		済生会福岡総合病院	済生会	○		36
184		久留米大学病院	学校法人	○	○	486
185		飯塚病院	会社			
186		福岡大学病院	学校法人	○		27
187		北九州総合病院	医療法人	○		1
188		九州大学病院	国立大学法人	○		
189		聖マリア病院	医療法人			
190	佐賀県	佐賀県立病院好生館	佐賀県	○		3
191		佐賀大学医学部附属病院	国立大学法人	○		5
192	長崎県	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	国立病院機構	○	○	236
193	熊本県	熊本赤十字病院	日赤	○		110

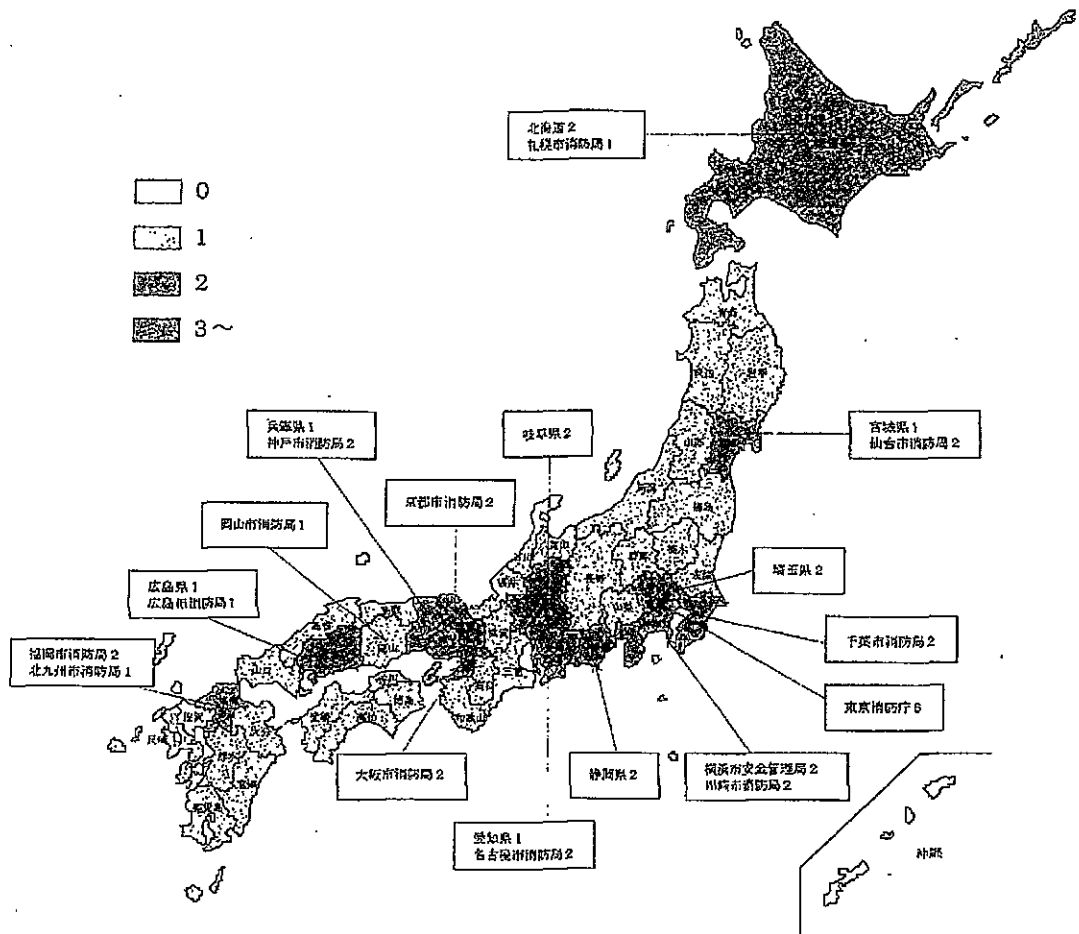
番号	都道府 県名	施設名	開設者	ヘリポート 置状況	ドクターヘ リ 運航状況	搬送実績
194		独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	国立病院機構			
195	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	大分市医師会			
196	宮崎県	県立宮崎病院	宮崎県			
197		県立延岡病院	宮崎県	○		11
198	鹿児島県	鹿児島市立病院	鹿児島市			
199	沖縄県	沖縄県立中部病院	沖縄県			
200		浦添総合病院	医療法人	○		125
201		沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	沖縄県	○		1
合 計				126	11	7557

(厚生労働省医政局指導課調べ)

(注)平成19年6月現在、救命救急センターの総数は202施設(平成19年4月1日に東京医科歯科大学医学部附属病院を指定)

消防防災ヘリコプターの保有状況

- 1 平成18年4月1日現在 70機 (45都道府県、52団体)
 ○ 消防機関保有ヘリコプター 28機 (東京消防庁、12政令指定都市、岡山市)
 ○ 都道府県保有ヘリコプター 42機 (38道県)
 2 未配備都道府県数 2県 (佐賀県、沖縄県)



平成18年版 総務省消防庁「救急・救助の現況」より

平成17年消防防災ヘリコプター災害出動状況

(件)

区分	災害区分												計			
	火災			救助			救急			その他						
	管内	管外 応援	合計	管内	管外 応援	合計	管内	管外 応援	合計	管内	管外 応援	合計	管内	管外 応援	合計	
消防機関へリ	1 札幌市消防局	6	0	6	8	3	11	28	6	34	9	0	9	51	9	60
	2 仙台市消防局	41	8	49	26	4	30	16	1	17	12	0	12	95	13	108
	3 千葉市消防局	20	0	20	2	0	2	20	9	29	16	3	19	58	12	70
	4 東京消防庁	192	5	197	100	3	103	284	0	284	18	0	18	594	8	602
	5 横浜市安全管理局	95	0	95	3	0	3	0	0	0	6	0	6	104	0	104
	6 川崎市消防局	63	0	63	7	3	10	4	0	4	2	0	2	76	3	79
	7 名古屋市消防局	87	3	90	8	2	10	1	4	5	1	0	1	97	9	106
	8 京都市消防局	18	1	19	28	0	28	53	8	61	0	1	1	99	10	109
	9 大阪市消防局	22	0	22	0	0	0	0	2	2	0	4	4	22	6	28
	10 神戸市消防局	142	0	142	52	0	52	55	0	55	6	0	6	255	0	255
	11 岡山市消防局	28	13	41	9	6	15	48	8	56	5	1	6	90	28	118
	12 広島市消防局	28	9	37	17	7	24	11	31	42	2	2	4	58	49	107
	13 北九州市消防局	43	0	43	11	0	11	15	0	15	8	3	11	77	3	80
	14 福岡市消防局	43	5	48	30	10	40	55	19	74	19	0	19	147	34	181
小計	828	44	872	301	38	339	590	88	678	104	14	118	1,823	184	2,007	
都道府県へリ	1 北海道	0	0	0	28	0	28	79	0	79	6	0	6	113	0	113
	2 青森県	1	1	2	55	0	55	21	0	21	2	0	2	79	1	80
	3 岩手県	9	1	10	43	2	45	13	1	14	1	0	1	66	4	70
	4 宮城県	19	1	20	29	2	31	17	2	19	3	0	3	68	5	73
	5 秋田県	0	0	0	78	3	79	38	2	40	0	0	0	114	5	119
	6 山形県	3	2	5	48	0	48	35	0	35	0	0	0	86	2	88
	7 福島県	8	2	10	38	6	44	48	2	50	0	0	0	94	10	104
	8 茨城県	3	2	5	38	0	38	33	0	33	4	0	4	78	2	80
	9 栃木県	11	4	15	39	2	41	61	2	63	0	0	0	111	8	119
	10 群馬県	4	2	6	41	3	44	57	8	65	1	0	1	103	13	116
	11 埼玉県	19	8	27	31	4	35	34	12	46	4	0	4	88	24	112
	12 新潟県	0	0	0	40	4	44	32	3	35	16	0	16	88	7	95
	13 富山県	3	0	3	37	0	37	53	0	53	4	0	4	97	0	97
	14 石川県	0	0	0	36	3	39	18	0	18	2	0	2	56	3	59
	15 福井県	4	0	4	26	4	30	37	4	41	0	0	0	67	8	75
	16 山梨県	15	0	15	35	1	36	45	4	49	4	0	4	99	5	104
	17 長野県	8	4	12	41	5	46	151	5	156	8	0	8	208	14	222
	18 岐阜県	16	0	16	51	3	54	110	2	112	0	0	0	177	5	182
	19 静岡県	3	3	6	44	1	45	20	0	20	3	0	3	70	4	74
	20 愛知県	9	0	9	18	1	19	28	3	31	0	0	0	55	4	59
	21 三重県	4	0	4	32	2	34	35	3	38	0	0	0	71	5	76
	22 滋賀県	2	0	2	33	1	34	19	1	20	0	0	0	54	2	56
	23 兵庫県	11	2	13	10	0	10	84	0	84	2	0	2	107	2	109
	24 奈良県	3	2	5	8	1	9	10	1	11	0	0	0	21	4	25
	25 和歌山県	5	2	7	11	3	14	21	3	24	1	0	1	38	8	46
	26 鳥取県	3	4	7	22	0	22	49	13	62	7	0	7	81	17	98
	27 島根県	3	1	4	6	4	10	77	7	84	0	0	0	86	12	98
	28 広島県	8	8	16	4	0	4	58	0	58	3	0	3	73	8	81
	29 山口県	11	0	11	12	0	12	22	0	22	11	0	11	56	0	56
	30 徳島県	2	1	3	10	0	10	13	0	13	2	0	2	27	1	28
	31 香川県	4	11	15	3	2	5	21	15	36	0	0	0	28	28	56
	32 愛媛県	8	7	15	16	1	17	28	13	41	0	0	0	52	21	73
	33 高知県	8	2	10	17	0	17	82	0	82	2	0	2	108	2	110
	34 長崎県	0	0	0	6	0	6	21	0	21	4	0	4	31	0	31
	35 熊本県	3	1	4	27	4	31	144	4	148	6	1	7	180	10	190
	36 大分県	5	0	5	38	0	38	24	1	25	0	0	0	67	1	68
	37 宮崎県	3	0	3	14	1	15	26	1	27	6	0	6	49	2	51
	38 鹿児島県	0	0	0	15	0	15	38	0	38	1	0	1	54	0	54
小計	218	71	289	1,078	63	1,141	1,702	112	1,814	103	1	104	3,101	247	3,348	
合計	1,046	115	1,161	1,379	101	1,480	2,292	200	2,492	207	15	222	4,924	431	5,355	

※「その他」とは、地震、風水害、大規模事故等における警戒、指揮支援、情報収集等の調査活動並びに資機材、人員搬送等の出動で、火災、救助、救急出動以外の出動をいう。

平成18年救命救急センタードクターカー運行状況(H18年12月現在)

番号	都道府県名	施設名	開設者	ドクターカー(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
				台	件
1	北海道	旭川赤十字病院	日赤	1	6
2		独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	国立病院機構		
3		市立函館病院	函館市		
4		市立釧路総合病院	釧路市		
5		総合病院北見赤十字病院	日赤		
6		市立札幌病院	札幌市		
7		帯広厚生病院	厚生連		
8		札幌医科大学医学部附属病院	北海道		
9		日鋼記念病院	医療法人社団	1	31
10		手稲溪仁会病院	医療法人	1	
11	青森県	青森県立中央病院	青森県		
12		八戸市立市民病院	八戸市		
13	岩手県	岩手医科大学附属病院	学校法人	1	
14		岩手県立久慈病院	岩手県		
15		岩手県立大船渡病院	岩手県		
16	宮城県	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	国立病院機構		
17		仙台市立病院	仙台市		
18		大崎市民病院	大崎市		
19		東北大学病院	国立大学法人		
20	秋田県	秋田赤十字病院	日赤		
21	山形県	山形県立中央病院	山形県		
22		公立置賜総合病院	事務組合		
23	福島県	いわき市立総合警域共立病院	いわき市		
24		財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	財団法人	1	98
25		会津中央病院	財団法人	1	136
26	茨城県	独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	国立病院機構		
27		筑波メディカルセンター病院	財団法人		
28		総合病院土浦協同病院	厚生連	1	17
29		茨城西南医療センター病院	厚生連	1	
30	栃木県	済生会宇都宮病院	済生会		
31		足利赤十字病院	日赤		
32		大田原赤十字病院	日赤		
33		獨協医科大学病院	学校法人		
34		自治医科大学附属病院	学校法人	1	27
35	群馬県	独立行政法人国立病院機構 高崎病院	国立病院機構		
36		前橋赤十字病院	日赤	1	29
37	埼玉県	さいたま赤十字病院	日赤		
38		埼玉医科大学総合医療センター	学校法人		
39		深谷赤十字病院	日赤		
40		防衛医科大学校病院	防衛省		
41		川口市立医療センター	川口市	1	27
42		獨協医科大学越谷病院	学校法人		
43		千葉県	千葉県救急医療センター	千葉県	1
44	総合病院国保旭中央病院		旭市		
45	国保直営総合病院君津中央病院		事務組合	2	178
46	亀田総合病院		医療法人	2	82
47	国保松戸市立病院		松戸市		

番号	都道府 県名	施設名	開設者	ドクターカー(救命救急センター)		
				所有台数	運行件数	
48		成田赤十字病院	日赤			
49		船橋市立医療センター	船橋市			
50		日本医科大学千葉北総病院	学校法人	1	308	
51		順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院	学校法人			
52	東京都	日本医科大学付属病院	学校法人	1	409	
53		独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	国立病院機構			
54		東邦大学医療センター大森病院	学校法人	1	240	
55		杏林大学医学部付属病院	学校法人			
56		都立広尾病院	東京都			
57		東京医科大学八王子医療センター	学校法人			
58		武蔵野赤十字病院	日赤			
59		帝京大学医学部附属病院	学校法人	1	61	
60		日本医科大学多摩永山病院	学校法人	1	55	
61		都立墨東病院	東京都			
62		東京女子医科大学病院	学校法人			
63		都立府中病院	東京都			
64		駿河台日本大学病院	学校法人			
65		日本大学医学部附属板橋病院	学校法人	1	209	
66		公立昭和病院	事務組合			
67		独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	国立病院機構	1	78	
68		東京医科大学病院	学校法人	1	26	
69		昭和大学病院	学校法人			
70		東京女子医科大学東医療センター	学校法人			
71		聖路加国際病院	財団法人			
72		青梅市立総合病院	青梅市			
73		神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	学校法人	2	170
74			独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	国立病院機構		
75	北里大学病院		学校法人	1	41	
76	東海大学医学部付属病院		学校法人	2	698	
77	昭和大学藤が丘病院		学校法人	1	61	
78	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院		学校法人	1	86	
79	横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター		横浜市	2	360	
80	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院		国共済			
81	川崎市立川崎病院		川崎市			
82	日本医科大学武蔵小杉病院		学校法人			
83	藤沢市民病院		藤沢市			
84	新潟県	長岡赤十字病院	日赤			
85		新潟市民病院	新潟市	1	68	
86		新潟県立中央病院	新潟県			
87		新潟県立新発田病院	新潟県			
88	富山県	富山県立中央病院	富山県			
89		富山県厚生農業組合連合会 高岡病院	厚生連			
90	石川県	石川県立中央病院	石川県	1	60	
91		公立能登総合病院	事務組合			
92	福井県	福井県立病院	福井県			
93	山梨県	山梨県立中央病院	山梨県			
94	長野県	昭和伊南総合病院	事務組合			
95		長野赤十字病院	日赤			
96		佐久総合病院	厚生連			
97		慈泉会相澤病院	特定医療法人	1	16	

番号	都道府県名	施設名	開設者	ドクターカー(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
98	岐阜県	信州大学医学部附属病院	国立大学法人	1	134
99		諏訪赤十字病院	日赤		
100		飯田市立病院	飯田市	1	
101		岐阜県総合医療センター	岐阜県		
102		岐阜県立多治見病院	岐阜県		
103		総合病院高山赤十字病院	日赤	1	25
104		大垣市民病院	大垣市	1	79
105		岐阜県厚生農業組合連合会 中濃厚生病院	厚生連		
106		岐阜大学医学部附属病院	国立大学法人		
107	静岡県	静岡済生会総合病院	済生会	1	89
108		順天堂大学医学部附属静岡病院	学校法人	1	7
109		県西部浜松医療センター	浜松市		
110		静岡赤十字病院	日赤	1	34
111		聖隷三方原病院	社会福祉法人	2	32
112		沼津市立病院	沼津市		
113	愛知県	名古屋掖済会病院	社団法人		
114		独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	国立病院機構		
115		愛知医科大学附属病院	学校法人	1	50
116		藤田保健衛生大学病院	学校法人	1	14
117		岡崎市民病院	岡崎市	1	
118		豊橋市民病院	豊橋市		
119		名古屋第二赤十字病院	日赤		
120		小牧市民病院	小牧市		
121		愛知県厚生農業組合連合会 安城更生病院	厚生連		
122		社会保険中京病院	社団法人		
123		名古屋第一赤十字病院	日赤		
124		半田市立半田病院	半田市		
125	三重県	山田赤十字病院	日赤		
126		三重県立総合医療センター	三重県		
127	滋賀県	大津赤十字病院	日赤		
128		長浜赤十字病院	日赤		
129		済生会滋賀県病院	済生会		
130	近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市			
131	京都府	京都第二赤十字病院	日赤	2	96
132		独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	国立病院機構		
133		京都第一赤十字病院	日赤	1	185
134	大阪府	大阪府立急性期・総合医療センター	大阪府		
135		関西医科大学附属滝井病院	学校法人	1	47
136		大阪府済生会千里病院	済生会	1	1,849
137		独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	国立病院機構	1	105
138		近畿大学医学部附属病院	学校法人	1	150
139		大阪府三島救命救急センター	財団法人	1	314
140		大阪市立総合医療センター	大阪市	1	175
141		大阪府立泉州救命救急センター	大阪府	1	107
142		大阪府立中河内救命救急センター	大阪府	1	278
143		大阪大学医学部附属病院	国立大学法人		
144		兵庫県	神戸市立中央市民病院	神戸市	1
145	兵庫医科大学病院		学校法人	1	57
146	兵庫県立姫路循環器病センター		兵庫県		
147	公立豊岡病院		事務組合		

番号	都道府 県名	施設名	開設者	ドクターカー(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
148		兵庫県災害医療センター	兵庫県	1	656
149	奈良県	奈良県立奈良病院	奈良県		
150		奈良県立医科大学附属病院	奈良県		
151		近畿大学医学部奈良病院	学校法人		
152	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	日赤	1	333
153		和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県		
154		独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	国立病院機構	1	
155	鳥取県	鳥取県立中央病院	鳥取県		
156		鳥取大学医学部附属病院	国立大学法人		
157	島根県	島根県立中央病院	島根県		
158		松江赤十字病院	日赤		
159		独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	国立病院機構		
160	岡山県	川崎医科大学附属病院	学校法人	1	19
161		岡山赤十字病院	日赤	2	
162		津山中央病院	財団法人		
163	広島県	広島市立広島市民病院	広島市	1	25
164		独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	国立病院機構	1	29
165		県立広島病院	広島県		
166		広島大学病院	国立大学法人		
167		福山市民病院	福山市		
168	山口県	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	国立病院機構		
169		山口県立総合医療センター	山口県		
170		山口大学医学部附属病院	国立大学法人		
171		独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	国立病院機構		
172	徳島県	徳島県立中央病院	徳島県		
173		徳島赤十字病院	日赤	2	182
174		徳島県立三好病院	徳島県		
175	香川県	香川県立中央病院	香川県	1	49
176		香川大学医学部附属病院	国立大学法人		
177	愛媛県	愛媛県立中央病院	愛媛県		
178		愛媛県立新居浜病院	愛媛県		
179		市立宇和島病院	宇和島市		
180	高知県	高知赤十字病院	日赤	1	9
181		高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	高知県・高知市病院企業団		
182	福岡県	北九州市立八幡病院	北九州市	1	207
183		済生会福岡総合病院	済生会	1	455
184		久留米大学病院	学校法人	2	63
185		飯塚病院	会社	1	224
186		福岡大学病院	学校法人	1	228
187		北九州総合病院	医療法人	1	143
188		九州大学病院	国立大学法人		
189		聖マリア病院	医療法人	4	286
190		佐賀県	佐賀県立病院好生館	佐賀県	
191	佐賀大学医学部附属病院		国立大学法人		
192	長崎県	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	国立病院機構	1	
193	熊本県	熊本赤十字病院	日赤	2	463
194		独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	国立病院機構	2	42
195	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	大分市医師会	1	83
196	宮崎県	県立宮崎病院	宮崎県		
197		県立延岡病院	宮崎県		

番号	都道府 県名	施設名	開設者	ドクターカー(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
198	鹿児島県	鹿児島市立病院	鹿児島市		
199	沖縄県	沖縄県立中部病院	沖縄県		
200		浦添総合病院	医療法人		
201		沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	沖縄県		
合計		201施設		90(77施設)	11,291

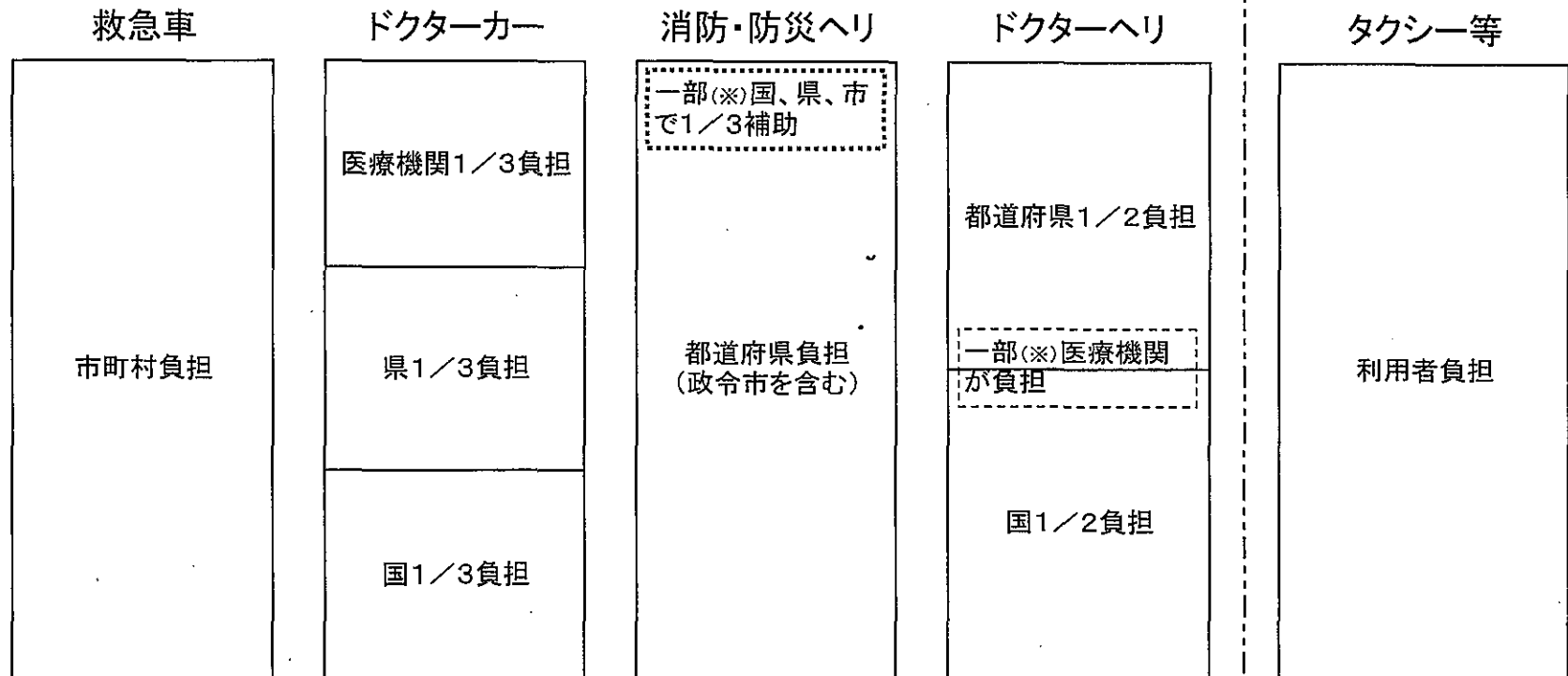
(厚生労働省医政局指導課調べ)

(注)平成19年6月現在、救命救急センターの総数は202施設(平成19年4月1日に東京医科歯科大学医学部附属病院を指定)

各搬送手段における公費及び医療保険による支援

<公的に整備>

<純粋な民間>



※医師が添乗した場合

※補助基準額を超えた場合

患者負担なし

要件を満たせば移送費を支給

平成15年度(健保・国保・老健)

支給件数 1759件

平均支給額 5.4万円

診療報酬
(1300点)
患者一部
自己負担

救急搬送診療料
往診料

救急搬送診療料
往診料

救急搬送診療料
往診料

救急搬送診療料
往診料